

登録建築物エネルギー消費性能判定機関の処分の基準の一部改定について

令和7年2月25日

国土交通省

1. 題名

登録建築物エネルギー消費性能判定機関の処分の基準の一部改定

2. 改正の趣旨

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）の施行に伴い、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の処分の基準について、所要の改正を行うものです。

3. 意見公募手続の実施の有無

意見公募手続は実施していません。

4. 意見公募を行わなかった理由

本件は、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号に該当するため、事前に案を公示して意見の募集を行いませんでした。

5. 公表日・施行日

令和7年2月21日に公表、令和7年4月1日に施行いたします。

【参照条文】

○ 行政手続法（平成5年法律第88号）（抄）

第39条（略）

2・3（略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～七（略）

八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。